

令和6年5月21日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会  
会長 高井康之  
(公印省略)

令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

日本医師会より、厚生労働省は令和6年5月20日付けで「令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料に係る届出について」の事務連絡を発出したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本事務連絡は、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」の施設基準の届出については、令和6年6月21日までに届出が受理された場合については、令和6年6月1日から算定できること等が示されております。

また、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）」、「入院ベースアップ評価料」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」について令和6年6月1日より算定するためには、令和6年6月3日までに施設基準の届出が受理される必要がありますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、令和6年5月15日付けにてご案内申し上げたとおり、ベースアップ評価料の届出等に関するオンラインセミナー

(<https://youtube.com/live/-knX1VgCsBI?feature=share>)が開催されておりますので、当該セミナー等もご参照の上、ベースアップ評価料の積極的な算定についてご検討頂きますよう、改めてお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 (電話 06-6763-7001)